

# 【令和3年4月】説明会 開催結果概要（市作成）

資料4－2

令和3年4月5日

都市整備部街づくり事業課

「東京外かく環状道路工事現場付近での地表面陥没事象の調査結果と分析・対策のご説明について」の開催結果概要について

## 1 調布市域での開催場所及び日時

### (1) 調布市立第四中学校

- ・令和3年4月2日(金)  
午後7時～午後9時05分(52名参加)
- ・令和3年4月3日(土)  
午前10時～午後12時05分(51名参加)

### (2) 調布市立第八中学校

- ・令和3年4月3日(土)  
午後2時～午後4時05分(62名参加)



当日の様子

(4/3(土) 午前10時開始)

## 2 住民からの意見要旨

### 【調査について】

- ・地歴調査やボーリング調査など、事前の調査が不足していたのではないか。
- ・振動や家屋損傷等が生じているエリアはもっと広範囲であり、ボーリング調査の範囲をもっと広げてほしい。
- ・入間川での直上でもボーリング調査を実施してほしい。
- ・シールド工事の施工済み区間の空洞や陥没を心配しているので、ボーリング調査を密に実施してほしい。
- ・必要に応じてではなく、掘進する前にしっかりボーリング調査を追加することを要求したい。

### 【再発防止対策について】

- ・地盤に適した添加材の選定が出来ない場合はどうするのか。
- ・再発防止対策について、今回示されたものは概要という認識でよいか。また、これをもって工事再開ではないという認識でよいか。

### 【地盤補修について】

- ・地盤補修範囲に住んでいるが、今ある家を撤去して、更地にして、地盤補修後に家を再度建てるということか。
- ・地盤補修の施工方法は住民に説明してもらえるのか。地盤はセメント等を用いず、元

通りにしてもらえるのか。セメントを用いると植物が育たなくなることや地下水が阻害されることが心配。

- ・地盤補修の範囲がトンネル直上のみとなっているが、予定範囲に隣接する住民は調査対象になるのか。
- ・地盤補修が完了するまでの間、工事は凍結するのか。
- ・地盤補修はどのような法的根拠に基づいて行うのか。
- ・地盤補修予定範囲内に住んでいるが、事前の説明もなく一時仮移転等の説明があり戸惑っている。

#### 【補償等について】

- ・被害者のための説明会のため、原因の追究ではなく、補償のスケジュール等今後のこととを議論できる場にしてほしい。

#### 【工事再開について】

- ・再開前に具体的な管理値やその根拠、使用する添加材などを説明し、住民の承諾を得るということで良いか。
- ・工事再開は地盤補修が完了するまで行うべきではない。
- ・東京新聞の記事にて工事は2年間凍結とあったが、真偽は。

#### 【大深度法について】

- ・今回の陥没・空洞により、地上に影響を与えないという大深度法の前提が崩れていると思うが、法律の改正が必要ではないか。

#### 【有識者委員会について】

- ・全く別のメンバーで構成される第三者委員会を設立し、その中の検討を踏まえて工事を再開すべき。中立性が保たれているというのは事業者の方的な考え。誰が決め、誰の責任で工事を再開するのか。
- ・有識者委員会は計画当初から事業に関わっているので中立性が確保されていない。第3者委員会を組織するべき。

#### 【その他】

- ・ネクスコ東日本が設置した有識者委員会にて確認した内容の説明会であるが、ネクスコ中日本が参加しているのはどのような考え方からか。
- ・費用対効果の検証の予定はあるのか。また、その結果によっては、事業の中止もあり得るのか。
- ・家屋調査等においてネクスコ東日本とネクスコ中日本で情報の連携が取れていない。因果関係はどのように判断していくのか。
- ・シールドマシンは長期間停止していても問題ないのか。
- ・外環直上に土地を所有しているが、すっかり価値がなくなってしまった。
- ・開通後の交通による振動は発生しないのか。